

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域の~~一部を改正する件~~

新旧対照条文

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第七十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8及び第4の1の行動援護サービス費の注7、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等一の注、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9及に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8並びに第4の1の行動援護サービス費の注7、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表サービス利用計画作成費単位数表1のサービス利用計画作成費の注4及び厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等一の注に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>